第６６号議案

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月２５日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年豊川市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条　非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第18条　非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の豊川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた豊川市消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３　適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の豊川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第１８条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第６条の規定による金額により支給されたもの（その額が６６万円未満であるものに限

る。）の支払は、新条例第１８条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

理　由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定する必要があるからである。